

緊急事態宣言が発出された場合のインターンシップ実施について

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策として、対面での実施を予定するプログラムについては、以下のとおり取り扱うことといたします。

① 東京都に緊急事態宣言が発出された場合

対面実施のプログラムについては全て中止とします。

中止となったプログラムについては、各府省において代替措置(オンライン実施への切り替え、資料配付等)を用意します。

② 参加者の居住地(東京都以外)に緊急事態宣言が発出された場合

当該地域に居住する参加者は、対面実施のプログラムへの参加を御遠慮いただきます。①と同様、各府省にて代替措置を用意します。

③ その他

その他、対面でのインターンシップを実施することが適当でないと判断するときは、対面実施のプログラムは中止とする可能性があります。

いずれの場合についても、該当事由が発生した場合は、内閣人事局又は参加する府省からあらかじめ実習生にその旨を連絡します。

なお、オンライン実施のプログラムについては、緊急事態宣言の発出状況に関わらず、予定通り実施いたします。